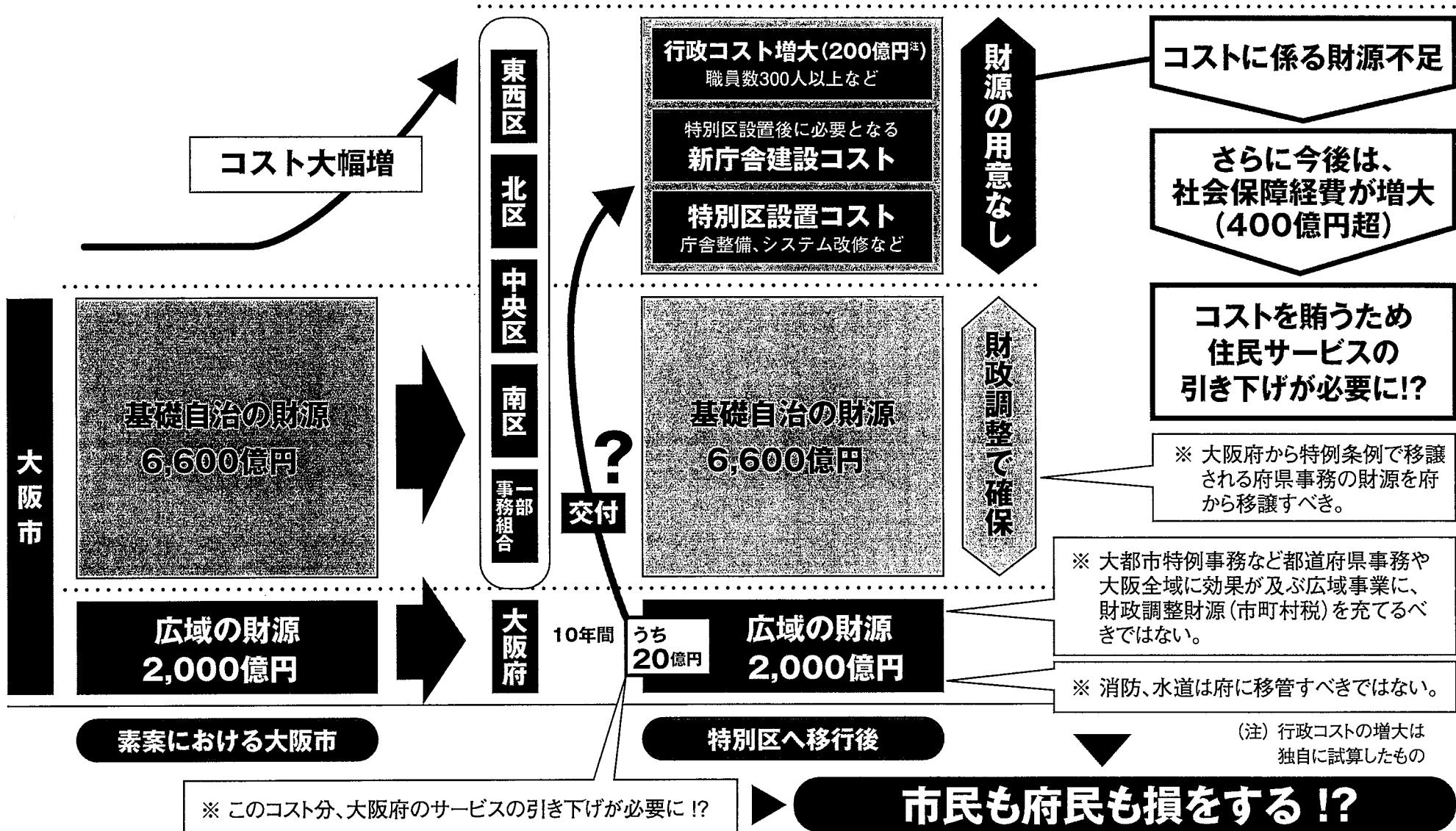
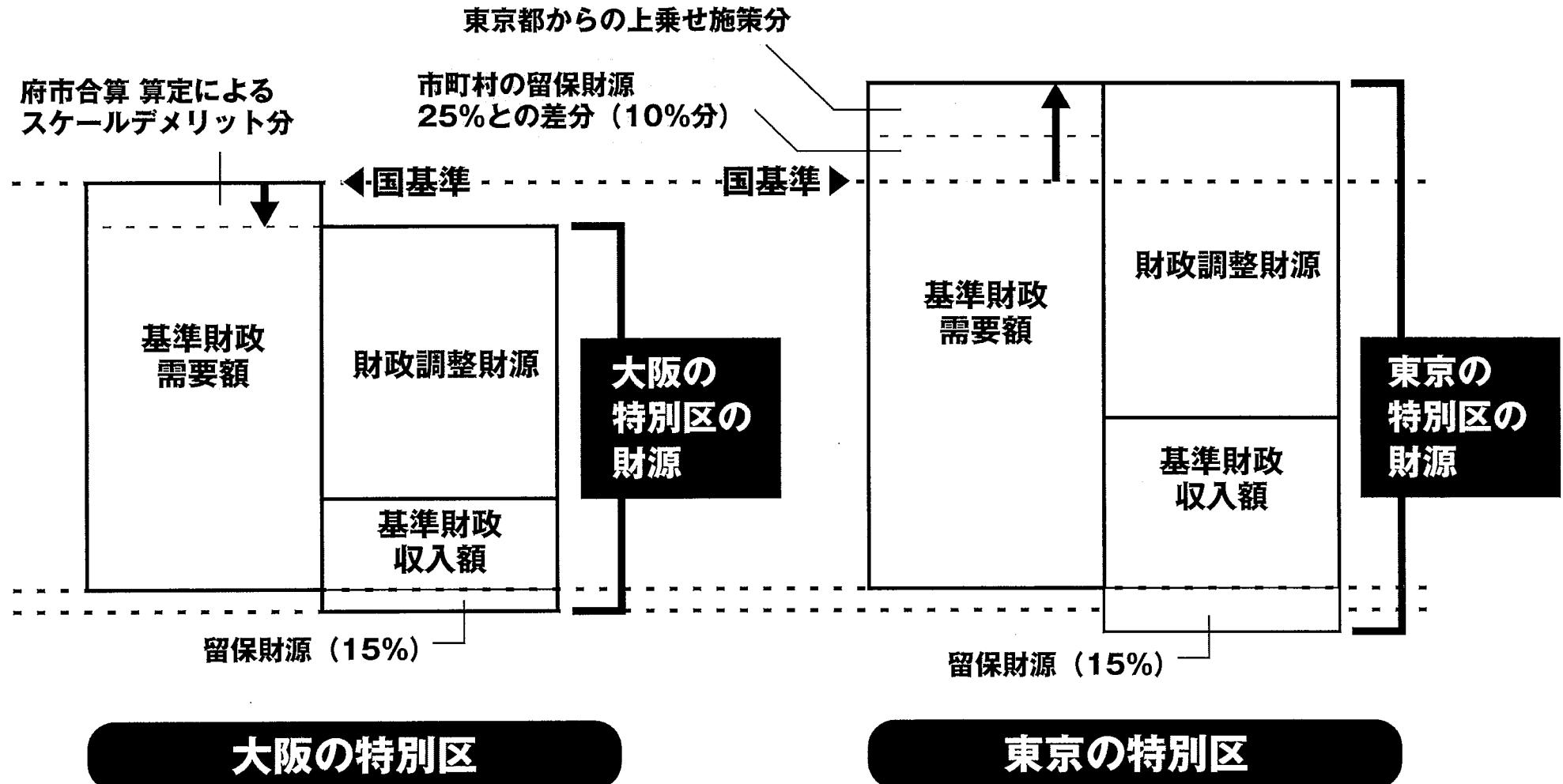


特別区移行の際、十分な財源が確保されない

素案では、特別区に行政コスト増大、特別区設置コストなどに係る財源が確保されていない。



大阪の特別区と東京の特別区の財源の差



大都市特例事務にかかる税制上の措置不足

「大阪市財政の現状」平成31年4月 P9より

■ 大都市の事務配分の特例

◇ 地方自治法第252条の19の規定に基づくもの（19項目）

児童福祉／民生委員／身体障害者福祉／生活保護／行旅病人・死亡人／社会福祉事業／知的障害者福祉／母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉／老人福祉／母子保健／介護保険／障害者自立支援／生活困窮者自立支援／食品衛生／医療／精神保健及び精神障害者福祉／結核予防／土地区画整理事業／屋外広告物規制

◇ その他の法令に基づくもの

国・府（道県）道の管理／衛生研究所／定時制高校人件費／土木出張所 など

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額（平成30年度大阪市予算）



※ 府費教職員の給与負担に係る経費を含まない。

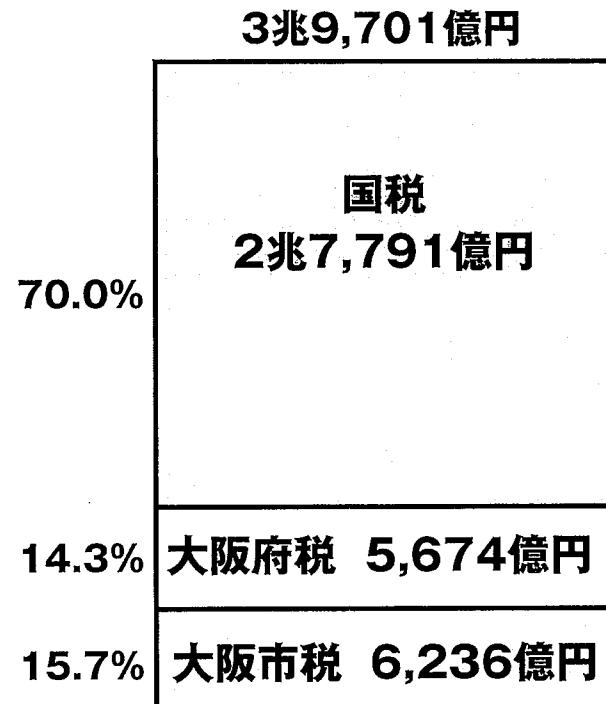
※ 別途、大都市の特例として発売できる宝くじの収益金（平成30年度の大阪市予算103億円）を含めてもなお不足が生じる。

配分の少ない市域内税収

<平成21年度>

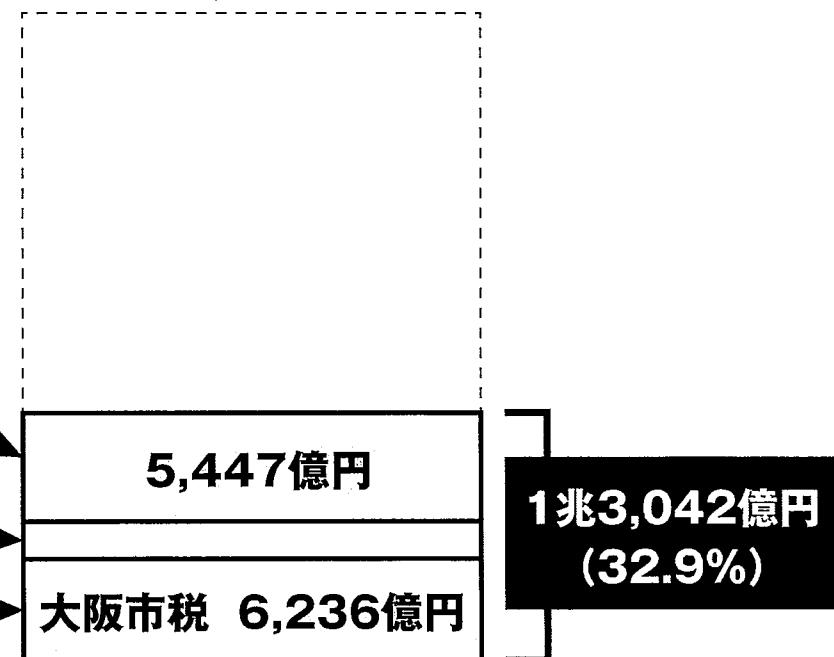
「大阪市財政の現状」平成23年4月（大阪市財政局）P8より

市域内税収の配分状況



市域内税収の還元状況

3兆9,701億円



※ 還元額は特別会計を含む全会計ベース

国税のうち

所得税	×	32.0%
法人税	×	34.0%
消費税	×	29.5%
酒 税	×	32.0%
たばこ税	×	25.9%

国税市域内税収のうち、7,987億円を
交付税として地方に還元

4特別区の本庁職員の配置数

第1区

(淀川、此花、港)
西淀川、東淀川

本庁 80人

区内の別の建物 150人

(令和元年11月26日 読売新聞夕刊記事より 作成)

第1区から900人

第2区

(北、都島、福島、東成)
旭、城東、鶴見

本庁(中之島庁舎)

730人+間借り組1510人

区内の別の建物 590人

第4区から610人

第4区

(阿倍野、天王寺、
生野、東住吉、平野)

本庁 150人

区内の別の建物 440人

第3区

(西成、中央、西、大正、)
浪速、住之江、住吉

本庁 150人 ATC 710人

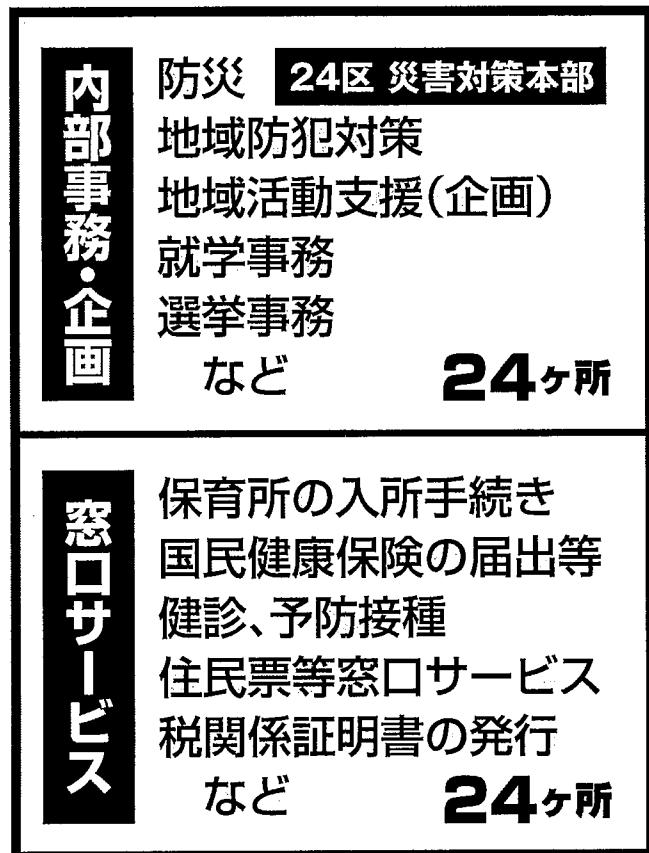
区内の別の建物 440人

※ 府・市の資料を基に作成。数字はすべて概数。

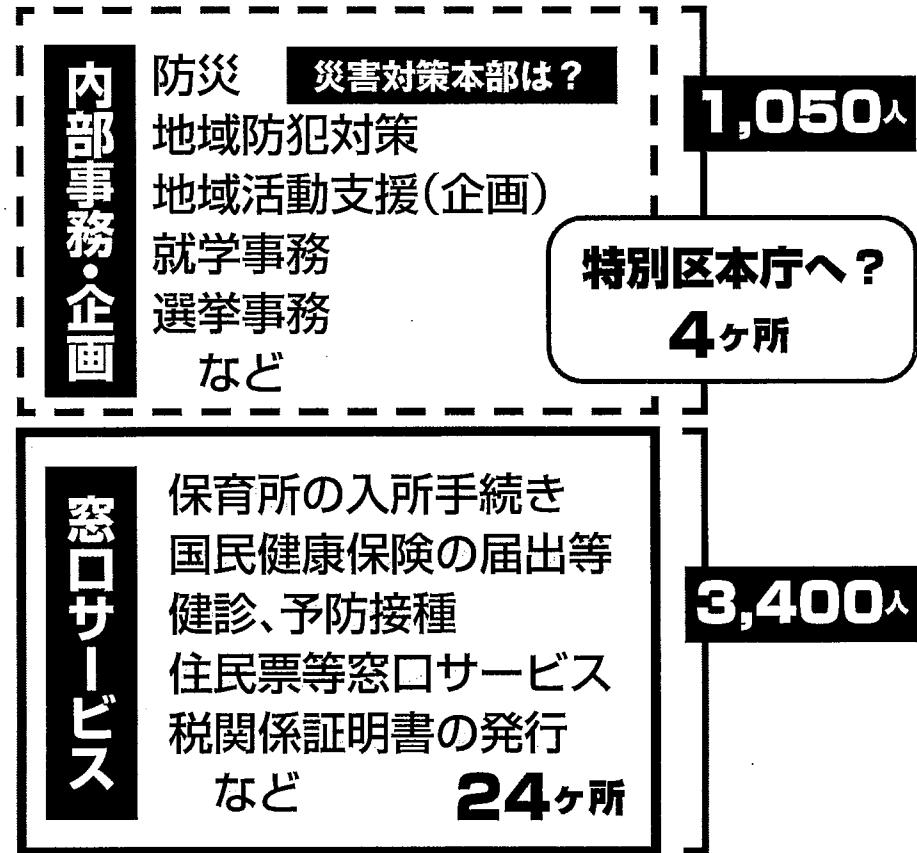
※ 地域自治区の事務所の人数を除く。

特別区の「地域自治区事務所」は 「区役所」と言えるの？

現在の区役所



特別区の地域自治区事務所 「区役所」？



特別区素案(事務一13) 組織体制(組織機構及び事務所別職員数(組・課別一21))

水道と消防の自己決定権がなくなる！？

変わらず

	現在				都構想実現後			
	大阪市域内		府下市町村		4特別区域内		府下市町村	
	担当	議決	担当	議決	担当	議決	担当	議決
水道	大阪市	大阪市議会	(浄水) 企業団 (給水) 各市町村	(浄水) 企業団議会 (給水) 各市町村議会	大阪府	大阪府議会	(浄水) 企業団 (給水) 各市町村	(浄水) 企業団議会 (給水) 各市町村議会
消防	大阪市	大阪市議会	各市町村	各市町村議会	大阪府	大阪府議会	各市町村	各市町村議会



都構想実現後も、水道・消防ともに財源は市町村税。
大阪市のこととは大阪市民が決めていたものが、
大阪市(特別区)のこととは大阪府民が決めることに。